様式第４号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	平成28年度第３回　手話言語に関する部会
開催日時	平成28年５月23日（月）午後2時～
開催場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター　多目的ホール
出席委員の氏名又は人数（敬称略）	鳥越隆士、嶋本恭規、丸山昭彦、岡崎隆吾、川崎佳子、藤原進、亀岡澄子
欠席委員の氏名又は人数	無し
出席職員の職・氏名又は人数	学校教育課　課長　竹内　誠 福祉部　　部長　細川喜美博 社会福祉課　課長補佐　的場定美 　　設置通訳者　勝岡めぐみ 相談支援事業所 　ういーぶねっと　相談専門員　藤井啓史
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	個人情報に関する項目
傍聴人の数	３人
議題又は協議事項	⑴　手話言語条例案についての検討 ⑵　条例名の検討

会議の記録（概要）	
発言者	内　　容
部会長	⑴　手話言語条例案についての検討 始める前に、確認をする。要約筆記の方から「意思疎通支援事業を含む条例としてもう一度検討してほしい」との意見があったが、前回、手話言語に関する条例として検討すると決まったため、意思疎通支援とは別のものとして進めて行きたいと思うがよろしいか。

委員	要約筆記者としては、明石市や小野市のような条例が良い。手話は言語であると明記されていればよい。コミュニケーション条例を別に検討するとしても、いつのことになるのかわからない。全国でコミュニケーション条例を制定しているところは３市のみ。障害者差別解消法も施行されたこともあり、手話だけにこだわらなくても良いと思う。
部会長	前回の会議で手話言語条例として検討することが決まっているのでその方向で進める。では、条例の前文から検討を始める。
事務局	条例１～３案の説明
委員	私は、分からない部分は、会議前に事務局に尋ねて説明を受けて理解した。３案の５行目「しかし…生活を営んでいます」の部分は、今も孤立したまま生活している方がおられるので、この部分は残してほしい。
委員	今まで差別され苦しんでいるということを前文に残してほしいということですね。 前にいただいたご意見をもとにこの案を作成しているので積極的なご意見を願う。
委員	素案を含め４つから成り立っている。一つ目は「手話」、二つ目は「歴史」、三つ目は「現状」、四つ目は「今後どのようにするか」なので、例えば一つ目の「手話」はどのように使われてきたかということについてどうかなど、ブロックごとに分けて検討するのが良いと思う。
部会長	では、１つ目の手話に関する部分についてはどうか。当事者の方は、条例を読んでみて一番納得いく文章はどれか教えていただきたい。
委員	私としては案２の文が良い。文章だけでは伝えきれない、それを手話で表すことで伝わる。

部会長	手話をほとんど知らない委員さんに聞きたい。どの文がわかりやすかったか。
委員	手話ばっかりというのはどうかと思う。小野市のように「手話を言語として確立するとともに手話、要約筆記、点字等の意思疎通手段の普及を促進するとともに…」とあるが、全ての市民が今から手話を獲得して使えるようになるには遠い道のりだ。「意思疎通」を入れ「文字で伝えたり…」、というような文があれば市民としてはわかりやすい。今なら条例を変えることができるのではないか。コミュニケーション条例としていくのなら今しかないし、手話等の「等」を入れ、他の障害者も含むことが良いと思う。
部会長	私個人の意見だが、「なぜ手話だけなのか」という点については、一般の人たちにも手話というものをきちんと理解していただくと、わかってもらえると思う。手話が言語であるということと意思疎通の問題は別に考えるべきものである。手話という言語を、日本語と対等なものとして扱って欲しい。これまで言語として認められなかったことで十分な教育も受けられなかったので「認めてほしい」ということを強調した条例にするべきだと思う。
委員	全ての人が差別のない社会を作るためには、手話だけではなく他の人のことも考えなければなりません。ろう者が手話のことをそのように考えるのはもちろんわかるが、そこのところだけが気になる。
委員	言われていることはわかるが、手話は福祉的なものから作られたものでもなく、行政がつくり支援したものでもなく、手話はろう者が利用し守ってきたものである。一般市民から見たら、「手話か、私には関係ない」というようになってしまっている。現状は、生活のなかで使われる言語として理解してもらえるのを待っている状態であり、この条例で手話は言語であるということを明確化すれば、市民に理解してもらえると思う。

委員	手話は言語であるということだけに集中してほしい。他にも支援が必要な方がおられるのはわかるが聞こえておられるので音声で伝えられる。ろう者の私は言葉の意味がわからないことがある。そのことを手話以外のコミュニケーション手段で支援するとかになると困る。手話言語条例をコミュニケーション条例より先に作ることが必要だと思う。
委員	手話言語条例というのは、日本語とは違う言語であるということを広く市民に知ってもらうことに大変意味がある条例である。コミュニケーションも大切だが、もし、全ての障害者のための条例をつくるというのであれば視覚障害者の方や他の障害者の方を差し置いて議論することは誤りだと思う。そのような議論をするのであれば、この委員会を解散しコミュニケーションついての新たな委員会を作るべきである。言語と言うものはすごくインパクトのあるものであり、広く市民に知ってもらうために必要だというのがろう者の思いだと思う。
委員	加東市では要約筆記者は検討委員会には入っていなかったと聞いた。ここに私たち要約筆記者が入ったことで混乱させた気もするが小野市のようにコミュニケーション条例でもいけるのではと思った。ろう者が「言語である」いうことで作ると言うのであればそのようにしなければいけないと思う。
部会長	ではもとに戻り、意見を問う。
委員	先ほどの委員の意見は手話と日本語の違いを知らない市民の皆さんの意見だと思う。「手話がわからなくても書けばいい」とか日本語と同じ、と思っているからコミュニケーション条例にしたいのだと思う。聞こえない人は日本語で伝えられないから手話を理解してほしくて条例を作りたいのだが、手話を知らない市民が前文を読んで、だから手話が必要なのだと納得するような内容にしなければいけない。先ほどの委員はこの前文を読んだときに、手話言語条例が必要だとは思われなかったのかどうか。つまり一般市民がこの前文を読んで必要性がわかるのかを知りたい。

委員	これまでの経緯を交えながら読んでみた場合、案２の前文が良いが、最後の「ここに…」の部分は案３のものが良い。
委員	前回の部会でも言われたが、「前文」と言うものは他にはないもので、条例の内容が強く表されるものであると思う。その場合には案２の前文がコンパクトでまとまっている。案３の「誰もが…」の「共生」というところはインパクトがあって良いと思った。
委員	案２はろう者の歴史は載っていない。案３の２段目からあるので案３の「歴史の部分」が欲しい。
部会長	ではその意見を尊重する。次に「目的」について意見を問う。
委員	「事業者の役割」という言葉は入れて欲しい。
委員	「手話を必要とする市民」なのか、「ろう者」なのか、「すべての市民」なのか、主役がわからない。前文のところで、条例を制定するにあたって、全ての市民がとか、対象とするものが違うので、どんな感じで前文があるのかによって決まると思う。前文に条例に対するねらいが書いてあるのに、目的でろう者とか、市民がとか整合性が無い。
委員	前文に合わせてというご意見があった。私としては「ろう者の、」と、いうよりは西脇市民に対してということの方が良いと思う。
委員	手話を知らないろう者は切り離される感じがする　ので、一般市民がという意味が良い。
委員	目的の案２の２行目、基本理念とあるが方針ではなく理念なのか。
部会長	基本理念という文言を入れるかどうかの意見があるか。

委員	基本理念の中には、例えば、学校教育の場で手話を教えるということを含んでほしい。
部会長	後の項目につじつまが合わなければいけないが、案１、２、３のなかでどれが良いか。
委員	案２の「基本理念」を「方針」という言葉に変えれば案２が良い。
委員	「ろう者」を「全ての市民が…」とした方が良い。
部会長	今までの意見をまとめると案２で、「基本理念」を「方針」に変え、「事業者」を入れる。「ろう者」を、「全ての市民が」、に変える、ということで良いか。 次に「基本理念」について意見を問う。
委員	案１、２、３はどれも同じものではあるが、気になるのは「ろう者をはじめ…」というところ。特定の人たちを名指すような言葉が気になるが、皆さんの意見を問う。
委員	ろう者だけを書いた場合、手話を使う中途失聴者、難聴者は区別されてしまう気がする。全ての人に対して、という言葉なら良いのではないか。
部会長	次に「市の責務」についての意見を問う。
委員	案２でろう者という文言が入っている。「ろう者」を「市民」にしてもいいが、「日常生活を…」というところが限定的。素案の文章が合う気がする。あまり限定的、具体的に入れない方が良い。事業者を加えるのであれば、「市民」、のあとに入れてはどうか。
委員	私も事業者と言う言葉は入れて欲しい。また、「実施」と、「推進」ということばの重さはどのようなものか。推進というのはあいまいな感じで、実施の方がしっかりとやるという感じ

	がする。
委員	推進ではなく実施すると言う言葉が良いということだが、他に意見はあるか。
委員	ずっと引っかかっていることは「学校」いうことだ。この案の中には出てこないが、みなさんからも教育のことは要望がたくさん出ていた。学校というは「市民」の中に入ると解釈すれば良いのか。
部会長	「学校」という文字をいれるのか、「市民」の中に「学校」も含むということで良いのか。
オブザーバー	学校現場では、教科書にある程度手話が載っているので、学べることになるが、手話を教える教員がいないのが現状である。
部会長	明石市では全ての学校で手話の授業をすることが決まっている。講師は聴覚障害者協会から派遣をしている。西脇市においてはどこまでできるかわからないが、「学校」も「市民」の中に含まれているということでよいか。
委員	これまでの条例をいろいろ読んでみると、市の責務、事業所の役割、市民の役割とあるが、そこには学校も当然含まれる。しかし、歴史的なことから学校の役割を明記することはろう者の方々にとっては切実な願いであると思われる。学校教育における手話の普及を明記している市もあるので、学校の場での手話の普及、理解の促進を入れるのも良いかと思う。例えば、淡路市、神戸市では明記されている。
部会長	「市民及び学校」という案で事務局で煮詰めていただきたい。 他に意見はあるか。
委員	「企業」というのは「職場」と同じか。市民に対してというのは職場に対してと言うことでもいいのか。

委員	例えば、ある会社が聞こえない客に対してサービスを提供する場合、きちんと情報を提供するということ、それは何かイベントをするときに手話通訳を付けるということになる。事業者は手話も含めて考えてほしい。
委員	事業者のところに「等」がある方が良いと思う。
委員	事業者等とあると、会社だけと思ってしまう。よくわからないのではっきりした言葉が良い。
委員	事業者等となった時に、そこに載っていないところはしなくていいはとならないか。
委員	はっきりと明記した方が良いという意見なので、その方向ですすめる。次に市民の役割についての意見を問う。
委員	案２の事業者を含める場合は市民の役割の後に事業者の役割を入れてほしい。
部会長	市民の役割についてはほかに意見がないようなので、次に、施策の推進方針についての意見を問う。 ここでは、推進会議を設けるのか、または協議会で行うのかどうかがポイントである。みなさんの意見はどうか。
事務局	この部会も協議会の一部である。協議会は西脇市全体の福祉を協議する。この部会と同じ形で会議をして協議会で最終的に審議をすることをも一つの案ではある。
委員	今回カギになるのが、その協議会が主となって行うにあたり、そこに手話に関することを審議できる人が居るかどうかが非常に大きな問題である。そこに当事者がしっかりと関われる仕組みを作ること。もう一点は、福祉の枠組みで行うのではなく、手話は言語であるということを考えることは福祉の下でなく同等または上にあるべき組織だと思う。他の自治体の例を見ても推進会議を設けている自治体がほとんどである。

委員	条例ができた後も、私たち（当事者）が参加して関わって行きたい。推進会議を設けてほしい。
委員	「ろう者等から」というところですが「ろう者」ではなく「ろう者団体」という表現が必要かと思う。このままだと個人として条例に関わればいいということになってしまう。そうではなく団体として代表者がしっかりと関わって行くのであれば「ろう者団体」の方が良いと思う。
部会長	案１の推進委員会を設けるということで進める。財政関係には意見が無かったのでそのままとする。 次に、条例の名称について意見を問う。
事務局	前回に出た意見等をまとめた。 ①　西脇市手話言語条例 ②　手話を生きる手話言語条例、 ③　手話語がわかる手話言語条例、 ④　西脇市みんなの手話言語条例などがある。
委員	⑤「西脇市日本のへそみんなでこころをつなぐ手話言語条例」はどうか。
委員	⑥「日本のへそ西脇市みんなでこころをつなぐ手話言語条例」とした方が見やすい。
委員	⑦「日本のへそ手話言語条例 」
委員	公募は可能なら、例えば一般市民から投票してもらうとか、それは条例のアピールになると思う。
部会長	⑤と⑥の意見が多かったが、事務局で検討してほしい。
事務局	今日の意見を反映させていただく形で再度作成し、もう一度、文書を送付するので確認をお願いする。なお、語句等について

	は、市の条例の作り方や語句の統一など、法規担当課と調整・確認が必要となるため、今日の意見のままの語句にはならないことを御理解願う。
部会長	閉会する。